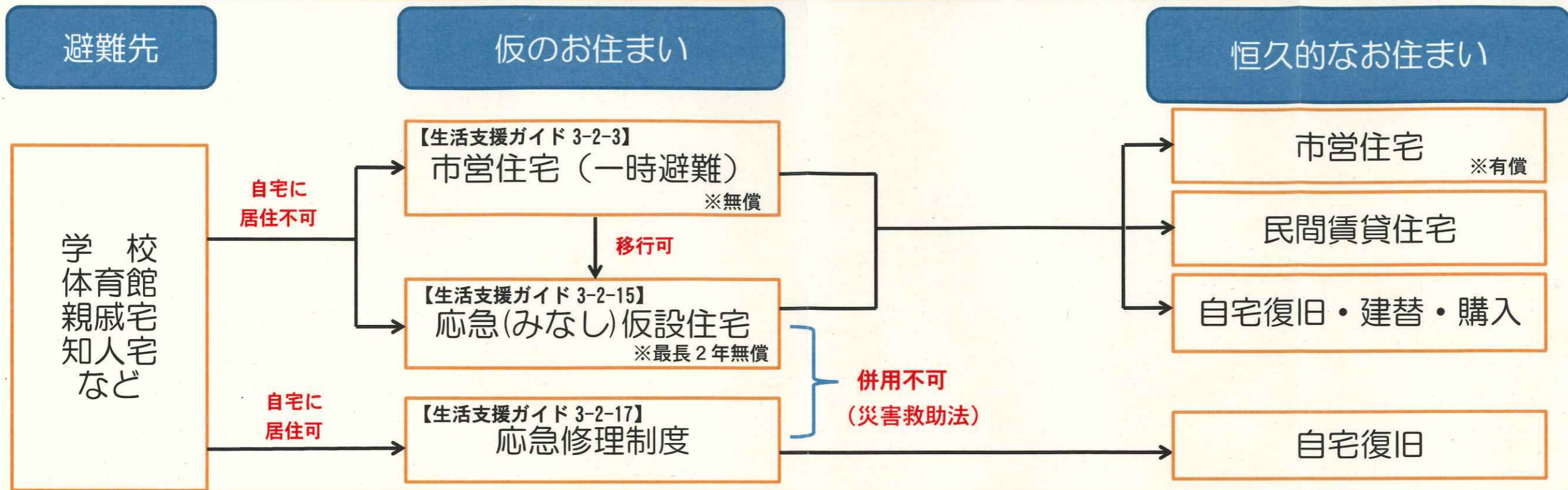


# 主な被災者支援（まとめ）

※それぞれの制度内容については、【生活支援ガイド】をご覧ください。

## 住宅支援の流れ



## 被害別の主な支援制度

被害別	給付・提供					札幌市で実施		貸付制度					
	被災者生活再建支援金【3-2-16】 基礎支援金	被災者生活再建支援金【3-2-16】 加算支援金	被災者生活支援一時金【3-4-12】	災害義援金【3-4-16】 ※第一次配分	宅地復旧支援事業【3-2-20】	リユース家具・食器の提供【3-2-8】 【3-3-18】	被災家屋等の撤去【3-2-19】	住宅の応急修理制度【3-2-17】	住宅の補修工事に関する費用の貸付(札幌災害住宅補修資金貸付)【3-2-18】	災害援護資金【3-4-4】	生活福祉資金等の貸付【3-4-5】	母子父子寡婦福祉資金貸付金【3-4-6】	
全壊	100万円	基礎支援金 該当の方	20万円	100万円	200万円 (対象工事費から50万円を控除した額の1/2)  ※対象工事は以下のとおり ①のり面復旧工事 ②擁壁復旧工事(旧擁壁撤去等) ③地盤復旧工事(陥没への対応) ④地盤改良工事(住宅建屋下工事) ⑤住宅基礎の傾斜修復工事(ジャッキアップ等)	対象  ※家具は1世帯につき3点まで。	札幌市で撤去	全壊は、応急修理の実施により居住可能となる場合が対象  58万4千円  ※日常生活に必要最小限度の応急的な修理を札幌市が修理業者に依頼し、費用を支払います。	居住部分に10万円以上の損害を受けた方  300万円  ※その他条件有り ※要連帯保証人	対象  ・世帯主が重症(概ね1か月以上の療養期間)を負った場合 ・住居が半壊以上の場合 ・家財の3分の1以上が被害を受けた場合	10万円 ①～④のいずれかに該当する世帯 20万円 ①世帯員が死亡、②世帯員が4人以上、③世帯員に要介護者がいる、④重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯等で特に道社協会長が認めた世帯  ※災害援護資金の対象となるため、上限額の高い貸付は非適用	200万円	全壊
大規模半壊	50万円 (やむを得ず解体した場合100万)		10万円	50万円								死亡100万円 重傷20万円	150万円
半壊	やむを得ず解体した場合100万	補修100万円										半壊	
一部損壊	敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した場合100万円	賃貸住宅(公営住宅除く)50万円										一部損壊	

※金額は、その支援制度を活用した際の最高額を記載しているため、状況によって満額とならない場合があります。  
 ※対象者が極端に少ない支援制度を除く(遺族に支給する災害弔慰金など)。  
 ※市税や保険料の減免などの支援は記載しておりません。